

7 善監委第 2 9 号

令和 7 年 9 月 1 日

善通寺市長 辻 村 修 様

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作

善通寺市監査委員 長谷川 義 仁

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 3 日付け 7 善市第 5 4 1 9 号で審査に付された標題の件について審査した結果、別紙のとおり意見を提出する。

令和6年度善通寺市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月13日から9月1日まで

第3 審査の方法

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率の審査は、法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果、財政指数の状況及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査に付された健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度決算 に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－ (-12.10)	13.68	20.0
② 連結実質赤字比率	－ (-14.93)	18.68	30.0
③ 実質公債費比率	5.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	23.6	350.0	

注1) 実質赤字比率については、実質赤字が生じていないため、「－」を記載している。

注2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字が生じていないため、「－」を記載している。

(2) 財政指数の状況

- ① 実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\frac{-1,003,782 \text{ 千円}}{8,291,975 \text{ 千円}} \times 100 = -12.10\%$$

一般会計の実質収支額は、1,003,782 千円の黒字であり、実質赤字比率は負の値で表示されて-12.10%である。

- ② 連結実質赤字比率は、全会計（一般会計、特別会計及び企業会計）の実質収支と資金剰余額の合計が赤字の場合の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\frac{-1,238,471 \text{ 千円}}{8,291,975 \text{ 千円}} \times 100 = -14.93\%$$

全会計の実質収支額は、1,238,471 千円の黒字であり、連結実質赤字比率は負の値で表示されて-14.93%である。

- ③ 実質公債費比率は、一般会計等（一部事務組合を含む。）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の最近3か年の平均値である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(3か年平均)

令和6年度（単年度）

$$\frac{1,402,370 \text{ 千円} - 1,045,231 \text{ 千円}}{8,291,975 \text{ 千円} - 898,585 \text{ 千円}} \times 100 = 4.83052\%$$

$$\text{実質公債費比率} = \left. \begin{array}{l} \text{令和6年度} \quad 4.83052\% \\ \text{令和5年度} \quad 5.97792\% \\ \text{令和4年度} \quad 5.65111\% \end{array} \right\} 5.4\%$$

実質公債費比率は5.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

- ④ 将来負担比率は、一般会計等（一部事務組合、地方公社等を含む。）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$\frac{15,729,926 \text{ 千円} - 13,978,034 \text{ 千円}}{8,291,975 \text{ 千円} - 898,585 \text{ 千円}} \times 100 = 23.6\%$$

将来負担比率は 23.6%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(3) 意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた 4 つの比率については、いずれも早期健全化基準を下回っている。これらの比率から判断すると、本市の財政の健全性は、確保されていると認められる。

引き続き、各指数の推移等に十分留意され、財政の健全性を堅持し、住民福祉の向上に努められたい。